

審 第 1 8 8 7 号
答 申 第 5 6 0 号
令 和 3 年 1 0 月 6 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄 司 久 雄

審査請求に対する裁決について（答申）

令和2年6月26日付け高第583号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1119号

令和2年5月28日付けで審査請求人から提起された、令和2年3月23日付け医第3116号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年3月23日付け医第3116号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年2月21日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「令和2年2月1日～20日付 千葉県内介護老人保健施設で行った死亡事故の事故報告書」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、「令和2年2月1日～20日付 千葉県内介護老人保健施設で起こった死亡事故の事故報告書」（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年5月28日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

令和2年3月23日付け医第3116号で行った行政文書不開示（部分開示）決定に係る処分のうち事故・災害の概要、介護認定の有無、当事者名、年齢、性別、入所年

月日、事故の内容、発見場所、発見時の状況、供覧用紙、文書名、氏名、施設状況、経緯、警察の見解、遺族側について、死因及び施設の内部構造図面の不開示の処分を取り消す裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 千葉県健康福祉部医療整備課法人指導班は千葉県情報公開条例第8号第3号該当により不開示としている。
- (2) しかし不開示となった特定の個人を識別できない部分は開示されるべきである。
- (3) その理由は知りうる部分が適当な部分であるため。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の理由

(1) 不開示部分について

本件対象文書で不開示とした部分

本件対象文書中、「事故・災害の概要」、「介護認定の有無」、「当事者名」、「年齢」、「性別」、「入所年月日」、「発見場所」、「発見時の状況」、「供覧用紙」、「文書名」、「氏名」、「施設状況」、「経緯」、「警察の見解」、「遺族側としては」及び「死因及び施設の内部構造図面」は、条例第8条第2号に、また同文書中、「施設状況」、「経緯」、「遺族側としては」及び「死因及び施設の内部構造図面」は同条第3号イに該当するとして、当該部分をそれぞれ不開示にしたものである。

(2) 条例第8条第2号該当性について

下記の内容により、同号に該当する。

ア 「事故・災害の概要」は、死因が明らかになることが、個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため。

イ 「介護認定の有無」は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報であるため。

ウ 「当事者名」、「年齢」、「性別」、「入所年月日」、「氏名」、「施設状況（氏名について）」及び「経緯（氏名について）」は個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため。

エ 「発見場所」、「発見時の状況」、「供覧用紙」、「文書名」、「経緯」、「警察の見解」、「遺族側としては」及び「死因及び施設の内部構造図面」は、死因が特定されるおそれがあり、また、家族構成が特定されることで、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがある。

る情報であるため。

(3) 条例第8条第3号該当性について

下記の内容により、同号に該当する。

ア 「施設状況」、「経緯」及び「遺族側としては」は、施設の所在地又は施設が特定されることで、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるため。

イ 「死因及び施設の内部構造図面」は、施設内部構造は法人の事業活動における情報が記載されており、開示することにより、当該法人の競争上の地位を害するおそれがあるため。

2 弁明の内容

審査請求人は、不開示部分について特定の個人を識別できない部分は知り得ることが適当な部分で開示されるべきであり、同条第3号に該当しない旨主張する。

しかしながら、同号は法人等情報についての規定であり、個人に関する情報については、同条第2号である。このように、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、審査請求人の不開示となった特定の個人を識別できない部分は開示されるべきという主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象文書

本件対象文書は、令和2年2月1日から同月20日までに千葉県内の介護老人保健施設で発生した当事者が死亡した事故について、当該施設が提出した報告書であり、別表における本件対象文書の内訳の欄に記載した各行政文書で構成されている。

2 事故の報告

介護老人保健施設は、介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により、都道府県知事から開設許可を受けた介護保険施設である。

介護老人保健施設における事故が発生した場合の対応については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）第36条第2項の規定により、入所者に対する介護保険施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないとされている。

一方、千葉県においては、介護老人保健施設において、事件、事故等が発生した場合には、内容が軽微なものを除き、市町村に限らず千葉県にも報告、連絡を十分に行い、適切な対応をとるよう当該施設に指導しており、本件対象文書も当該指導に基づいて報告されたものである。

3 本件決定の妥当性

当審査会が本件対象文書を見分したところ、実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載した各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、当該各情報の一部について取消しを求めているところ、当該一部が当該各情報のどの部分か不明確であることから、当該各情報の一部ではなく、当該各情報の全てに係る妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 施設の名称、F a x 番号及び電話番号、施設長の氏名、当該施設を指導した機関名並びに事故の調査を行った警察署名について

施設の名称、F a x 番号及び電話番号、施設長の氏名、当該施設を指導した機関名並びに事故の調査を行った警察署名は、事故が発生した特定の施設を識別することができる情報であり、既に開示されている事故（災害）発生日時、当該事故の経過に係る情報等と照合することにより、当事者を識別することができることから、条例第8条第2号本文に該当する。

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認したところ、当該事故については公表していないとのことであり、また、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるという特段の事情も認められないことから、同号イに該当しない。

また、同号ロからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 特定の法人に係る代表者の印影について

特定の法人に係る代表者の印影は、記載の内容が真正であることを示す認証的機能を有し、契約書等重要な書類に使用するものとして特別な管理をしていると推認され、開示することにより、偽造がされることなどにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同条第3号イに該当し不開示とすることが妥当である。

(3) 施設における担当者の氏名、所属及び当該氏名を記載したメールアドレスについて

施設における担当者の氏名、所属及び当該氏名を記載したメールアドレスは、当該担当者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(4) 事故・災害の概要等について

事故・災害の概要、入院及び介護認定の有無等、発見場所、発見時の状況、発生原因等、発生からの対応状況、家族への連絡等の一部、事故の原因に係る詳細な記載、当事者の介護認定の有無、認知レベル及び身体状況、事故の経過に係る詳細な記載、警察の見解、事故が発生した後に実施した会議の内容に係る記載、遺族の見解に係る記載、遺族の要望に係る記載の一部並びに事故の詳細が記載された施設の図面は、当事者の個人に関する情報であって、当事者の心身、健康状態に直接関わる極めて私的な情報であり、通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(5) 当事者の振り仮名、氏名、年齢、性別、入所年月日及び部屋の階数、種別、番号等について

当事者の振り仮名、氏名、年齢、性別、入所年月日及び部屋の階数、種別、番号等は、当事者の個人に関する情報であって、一体として特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(6) 今後の対応・改善点、事故当時の一般的な状況及び施設における事故を防止するための対策に係る記載について

今後の対応・改善点、事故当時の一般的な状況及び施設における事故を防止するための対策に係る記載は、当該事故の内容、施設における対応の方針等を示したものにすぎず、当事者の心身、健康状態に直接関わる極めて私的な情報であって通常他人に知られたくないものとまでは認められないことから、これらの情報を開示しても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められず、同条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

(7) 遺族の続柄及び氏名について

遺族の続柄及び氏名は、遺族の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

4 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

5 附言

実施機関は、本件決定において、本来不開示とすべき、家族への連絡等の一部を除いた部分及び遺族の要望に係る記載の一部を除いた部分について開示決定しているが、当該部分は、当事者の個人に関する情報であって、当事者の心身、健康状態に直接関わる極めて私的な情報であって通常他人に知られたくないものであり、特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められることから、当該部分を開示することは、条例が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、実施機関においては、今後、同様のことがないよう正確かつ慎重な対応をすべきである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 2年 6月 26日	諮問書の受付
令和 2年 11月 27日	審議
令和 2年 12月 21日	審議
令和 3年 3月 26日	審議

別表

番号	本件対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
1	供覧用紙		
2	事故(災害)報告書	施設の名称、施設長の氏名、特定の法人に係る代表者の印影、施設における担当者の氏名、事故・災害の概要、入院及び介護認定の有無等、当事者の振り仮名、氏名、年齢、性別及び入所年月日、発見場所、発見時の状況、発生原因等、発生からの対応状況、今後の対応・改善点並びに家族への連絡等の一部	今後の対応・改善点
3	供覧用紙	事故当時の一般的な状況及び施設における事故を防止するための対策に係る記載	事故当時の一般的な状況及び施設における事故を防止するための対策に係る記載
4	F a x 送付状	施設における担当者の所属、氏名及び当該氏名を記載したメールアドレス並びに施設のF a x 番号、電話番号及び名称	
5	事故報告書	当事者の氏名、事故の原因に係る詳細な記載、当事者の部屋の階数、種別、番号等、年齢、性別、介護認定の有無、認知レベル及び身体状況、当該施設を指導した機関名、事故の経過に係る詳細な記載、施設のF a x 番号及び名称、警察の見解、事故が発生した後に実施した会議の内容に係る記載、遺族の続柄及び氏名、遺族の見解に係る記載、遺族の要望に係る記載の一部、事故の調査を行った警察署名並びに事故の詳細が記載された施設の図面	

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏名	職業等	備考
大久保 佳 織	弁護士	
荘 司 久 雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
湊 弘 美	弁護士	部会長職務代理者

(五十音順)